

東葛モラルアップ通信・令和5年5月号

「チーム東葛飾 すべては子どもたちの未来のために！」
～変革と創造～

東葛飾教育事務所・モラルアップ推進会議

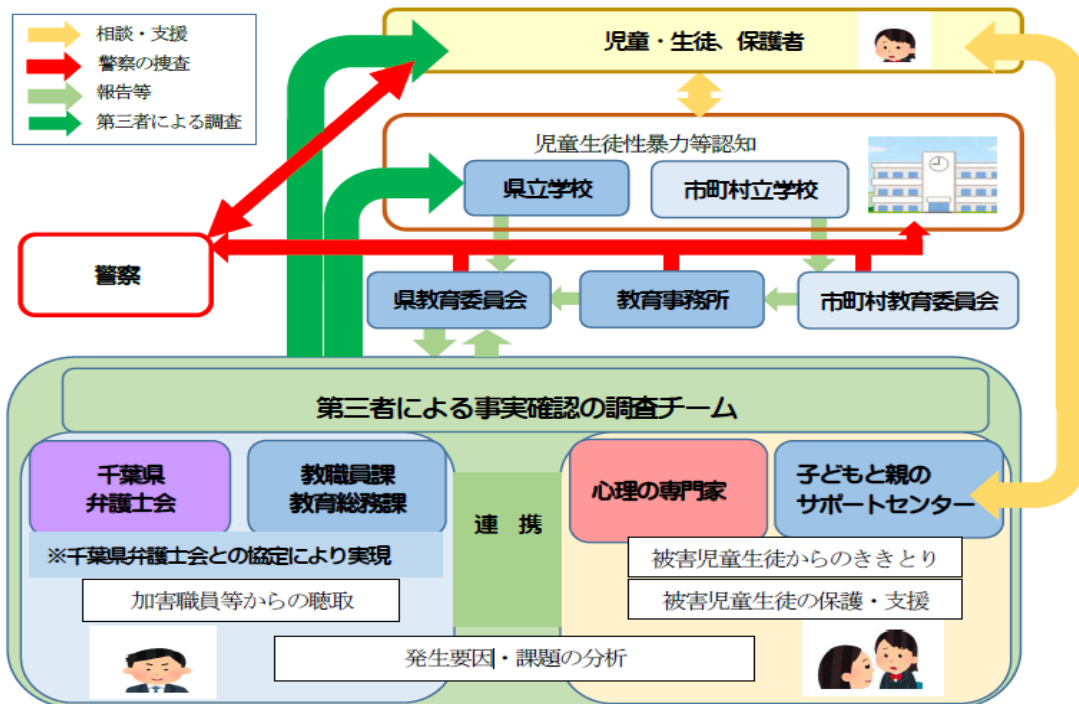
今月のテーマ「わいせつ・セクハラ」

～教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する事業について～

1 はじめに

全国的に教職員等による性暴力等による処分件数が増えていること受け、令和3年5月に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が成立しました。千葉県でもこの状況に対応するため、令和5年4月1日、下記の事業が制定されました（図1参照）。

5月のモラルアップ通信では、「教職員等による児童生徒等性暴力の防止」についての概要を知ることと、自分自身を振り返ることを目的とします。



【図1 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する事業（概要）】

2 性暴力とは

「性暴力」とは、性別を問わず、相手が誰でも、どんな状況でも、本人が望まない性的行為すべてを指します。

例えば…

- 着替えやトイレをのぞかれる
- 卑猥な言葉をかけられる
- わいせつな写真を見せられる、撮られる、自撮りを要求される
- 体をさわられる、さわらせる、など



3 児童生徒等に及ぼす影響

自校の児童生徒に対するわいせつ行為は、被害者及び周囲の児童生徒の心身への影響は計り知れない程大きく、児童生徒、保護者を含む県民の信頼を著しく損ねます。また、被害を受けた児童生徒は、長期に渡って精神的苦痛等に悩まされることになります。

4 日頃から大切にしたいこと



- ① 「性暴力は見えにくい」という認識をもつ
(見えにくい理由)

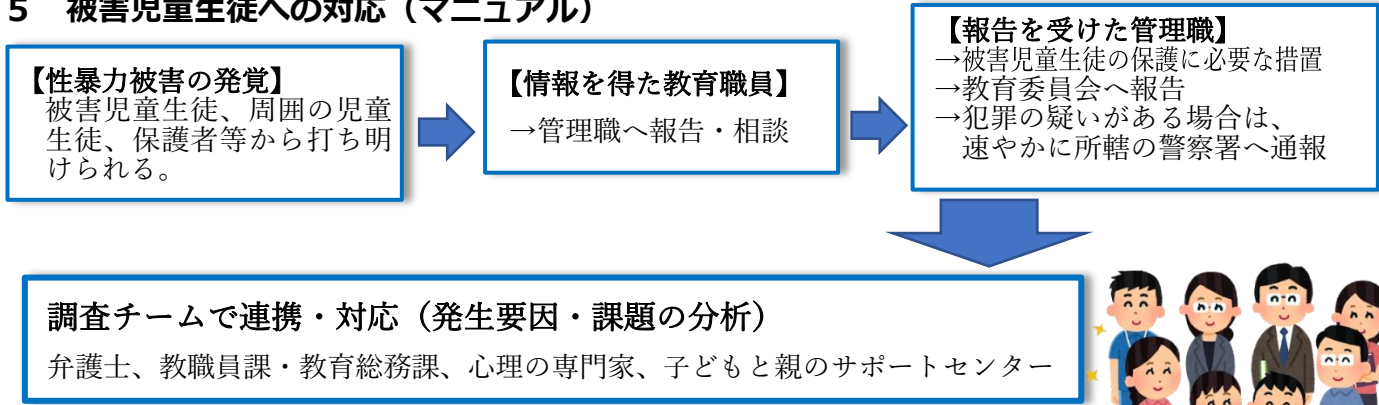
【児童生徒】
 ・打ち明けにくい 恥ずかしい
 ・何がおきているかわからない
 ・話したら怒られる

【教育職員】
 ・大人が被害を受け止められない
 ・「男性から女性に対してのみに起こる」との思い込みがある
 ・目撃者がいない

- ② 気付きが大切

・情緒不安定 ・不登校 ・成績が下がった ・問題行動が見られる など

5 被害児童生徒への対応（マニュアル）



6 セルフチェックで自らの言動を振り返ろう

守られていれば、☑をしてください。

NO	項目	<input checked="" type="checkbox"/>
1	特定の児童生徒に対して、特別な感情を抱いてない。	
2	特定の児童生徒に対して、特別な扱いをしていない。 (例えば、特別の児童生徒は、名前で呼ぶ、生活ノートなどに書く量が極端に多い、等。)	
3	同じ職場の教職員が、特定の児童生徒に対して、指導や接触を不自然に繰り返していると感じた場合、管理職に相談している。	
4	児童生徒の身体に不必要に触れていない。	
5	相手が不快に思うか否かは関係なく、容姿、年齢、恋愛・性的な経験に関することやわいせつな言葉などの発言はしていない。	
6	児童生徒に対し、SNS等で私的なやりとりをしたり、自家用車に乗せたりしていない。	
7	児童生徒を、私物のスマートフォンやデジタルカメラ等で撮影していない。	
8	「児童生徒や保護者との信頼関係があるので、この程度であれば許容されるだろう。」という思い込みを基に行動していない。	

【参考文章等】

- ・教総第1649号 教職第1241号 令和5年3月31日 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する事業実施要綱の制定について（通知）
- ・千葉県教育委員会 令和4年3月 わいせつな行為の根絶に向けて～教職員一人一人の自覚にかかっています～ など